

転居

※各種資格確認書・受給者証・認定証等は、**後日郵送**で送付となる場合があります。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください。		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	カードの継続利用(住所変更)	マイナンバーカード		本庁舎1階 市民課	
	印鑑登録をしている方	手続きは不要です。 (住所は自動的に変更になります。)				
保険 年金	国民健康保険に加入している方	・資格確認書 または 資格情報のお知らせの交付	旧住所の資格確認書 または 資格情報のお知らせ		本庁舎1階 市民課	
	→各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額 減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など		本庁舎1階 保険年金課	
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方					
	→各種認定証をお持ちの方	新しい認定証の交付	旧住所の特定疾病療養受療証など			
	年金を受給中の方	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出				
高 齢	介護保険被保険者証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	手続きは不要です。				
障がい	障がいの手帳等をお持ちの方	各種手帳等の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など ・自立支援医療 ・障害福祉サービス受給者証 ・通所受給者証		総合福祉保健センター2階 障がい福祉課	
	重度心身障がい者の医療費受給資格を お持ちの方	重度心身障害者医療費 受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障害者医療費受給者証 (交付されている方) ※同意書や認印が必要な場合が あります			
こども	小学生・中学生のお子さんがいる方	住所変更など			本庁舎5階 学務保健室	
	【9月から3月の間の転居者】 次年度入学のお子さんがいる方 (年長・小学6年生)	入学に関する手続き	通知類 (就学時健康診断通知 もしくは 入学通知)			
	児童手当を受給している方 (0歳～高校生年代)	児童手当の住所変更	子どものマイナンバーカード またはマイナンバー入り住民票 (子どもと別居しているとき) ※公務員世帯の方は、勤務先へ 申請してください。		総合福祉保健センター2階 こども支援課	
	児童手当を受給していて、児童と異なる 住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要				
	子ども医療費助成受給券をお持ちの方 (0歳～高校生年代)	子ども医療費助成受給券の 住所変更 ※変更届の提出が必要	子ども医療費助成受給券 ※同意書や認印が必要な場合が あります。			
	放課後児童クラブを利用している方	住所変更など			総合福祉保健センター2階 幼児保育課	
	保育園・幼稚園等に入園している お子さんがいる方	住所変更				
	保育園の申請をしている方	住所変更				
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、 別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください。		総合福祉保健センター2階 こども支援課	
		ひとり親家庭等医療受給券の 住所変更 ※変更届の提出が必要	ひとり親家庭等医療受給券			
税・料金	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください。		総合福祉保健センター2階 障がい福祉課 ※必要なものがそろっていな くてもお立ち寄りください。	
	上下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み及び中止	お電話で手続きできます。		上下水道料金センター (県水お客様センター) 0570-001-245	
	→井戸水の使用がある場合で、 下水道使用人数が変更になる方	使用人数変更	お電話で手続きできます。			
	税や料などの納付について相談される方	納付相談			本庁舎2階 収税課	

千葉県鎌ヶ谷市

やがて
故郷に
変わる街
鎌ヶ谷

〒273-0195
千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷
二丁目6番1号



鎌ヶ谷市ホームページ <https://www.city.kamagaya.chiba.jp/>

第1.0版 R7.12.10

手続きチェックシート 転居

開庁時間 あさ 8時30分 ~ 夕方 5時00分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

手続きの内容によっては、受付時間ぎりぎりに来庁された場合、その日のうちに手続きを完了できないことがございます。時間に余裕をもって来庁いただきますよう、ご協力お願いします。

鎌ヶ谷市内で引越しされた方へ

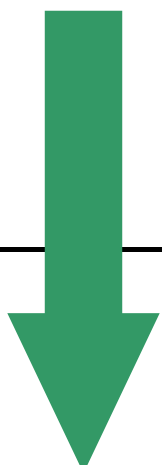
忘れずにお持ちください。

転居届

住み始めた日から **14日以内**に届出してください。

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」



関連する手続きは内側にあります。

必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証＞

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険の資格確認書
- ・基礎番号通知書（年金手帳）
- ・介護保険被保険者証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。